

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年10月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	五洋建設株式会社
証券コード	1893
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京、名古屋

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒100-6432 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

2【提出者(大量保有者) / 2】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン フォー・チェース・メトロ・テック・センター
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年11月30日(提出日:平成27年12月7日、変更報告書No.9)
訂正内容	第2 提出者に関する事項における、ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.)の[住所又は本店所在地]の訂正。
訂正前	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン <u>スリー</u> ・メトロ・テック・センター
訂正後	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン <u>フォー・チェース</u> ・メトロ・テック・センター

第2 [提出者に関する事項]

2 [提出者(大量保有者) / 2]

[訂正前]

(1) [提出者の概要]

[提出者(大量保有者)]

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン <u>スリー</u> ・メトロ・テック・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

[訂正後]

(1) [提出者の概要]

[提出者(大量保有者)]

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション (JP.Morgan Clearing Corp.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 11245 ニューヨーク州 ブルックリン <u>フォー・チェース・メトロ・テック・センター</u>
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	